

パナソニックAD裁判闘争を勝利させる会

ニュース (No.13 発行 2018年9月)

〒530-0034 大阪市北区錦町2-2 国労大阪会館3階

会長 (パナソニック革新懇代表世話人/大阪のうたごえ協議会会長)

岡邑 洋介 TEL/FAX 06-6998-9260 携帯 090-8168-9347

事務局 (電機・情報ユニオン大阪支部執行委員長)

西野 健一 TEL/FAX 06-6354-7237 携帯 090-9714-8780

パナソニックアドバンステクノロジーの不当解雇事件で

解雇無効の勝訴判決!!

判決要旨

- ① 従業員の地位にあることが認められ、未払い賃金と遅延損害金の請求が認められました。
- ② 会社が8点も並べた懲戒解雇事由が、解雇理由として1件足りとも客観的合理的理由があると認められませんでした。
- ③ 上記②により、解雇が社会通念上相当であるか否か、判断するまでもないと示されました。
- ④ 上記②により、原告を発病させたことに対する信義則違反や、不当労働行為の有無について、判断するまでもないと示されました。

法令遵守、企業倫理遵守、人権尊重を掲げるパナソニックグループなら、
会社は控訴を行わず、安全配慮義務を果たした職場へ復帰させる!!

パナソニックアドバンステクノロジーの **安全配慮義務違反を提訴!!**

不当解雇の判決日の前日9月11日に、安全配慮義務違反の提訴を行いました。

当時社長ら5名で取り囲み、「殺すぞ」、「しばき倒すぞ」と脅迫しただけでなく、周囲の社員に見え聞こえする中で、社長自ら、人格否定を繰り返し、将来に及ぶ不当評価の実施を告知し、さらし者にする告知を行い、トラウマを生じさせました。会社は、名誉を傷付け、メンタル的ダメージに繋がったことを認め、治療を受けたことも認識した上で、不利益扱いや孤立させられることへの不安を繰り返し訴えるパワハラ被害者を、未経験分野を単独で担当する業務に配置転換する等し、病状を長期化させ、3度の長期休業に追い詰めました。

1万筆・1千団体の署名提出

不当解雇裁判の判決当日、第7次署名提出を提出しました。

パワハラ労災裁判：10,768筆（団体1,042筆、個人9,726筆）

不当解雇裁判：10,746筆（団体1,030筆、個人9,716筆）

多数の署名により不当解雇事件の勝訴判決を頂きました。

引き続きパワハラ労災事件の署名にご協力お願いいたします。

パナソニックアドバンステクノロジーの **パワハラ労災の判決傍聴のお願い**

日時：10月12日（金）16時～

場所：大阪高裁82号法廷

- 「① 社長のパワハラで精神疾患を発病させ（**パワハラ労災裁判**）
 - ② 配慮を怠り3度の休業に追い詰め（**安全配慮義務違反裁判**）
 - ③ 病状を煽って懲戒事由を濫発して解雇した（**不当解雇裁判**）」
- 8年に及ぶ一連の事件の発端、パワハラ労災裁判の控訴審判決です。

この裁判に関連して、パナソニック健康保険組合は、大阪府守口保健所、近畿厚生局から行政指導を受けています。労災認定を妨害する目的で患者の医療情報を悪用、漏洩しています。

多数の報道陣による連日の記者会見

9月11日の安全配慮義務違反の提訴、9月12日の不当解雇の勝訴判決と、連日多数の報道陣による記者会見が行われました。

既に、マスコミ各社が新聞、テレビ、インターネットで報道を行っています。